次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（介護等の体験を行う施設） **第二条**　特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。 一～九　［略］ 十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設 十一～十四　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（介護等の体験を行う施設） **第二条**　特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。 一～九　［同上］ 十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設 十一～十四　［同上］

○厚生労働省令第九十五号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正） **第三条**　次に掲げる省令の規定中「同法第百八条第七項、第百二十二条又は第百三十二条」を「同法第百二十二条若しくは第百三十二条又は学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法第百八条第七項」に改める。 一　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第三十四号）附則第三条 二　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第九号）附則第二条第二項 **附　則** この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　第三条の規定　公布の日 二　第一条中別記第一号様式の改正規定　令和八年十月一日	
（死亡の届出） **第九条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。 一～三　（略） 2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。） イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 二　書面を交付する方法	（死亡の届出） **第九条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによって行わなければならない。 一～三　（略） （新設）